

(別表)

令和3年度(2021年度)新規就農支援助成事業細目

事業細目名	事業目的	助成対象経費及び助成額	採択基準等	変更を申請する事由
① 熊本県青年農業者クラブ協議会活動支援事業	青年農業者の育成及び青年農業者への理解を促進する	全国青年農業者会議等参加、農産物の流通や国際化に関する消費者への食生活の活性化、組織活動の促進等 (助成額) <b>500千円(定額)</b>	県域及び県段階以上の活動であること	事業費の30%以上の増減
② 青年農業者海外派遣等支援事業	国際感覚に優れた新規就農者及び農業者の育成	海外農業派遣研修参加のための経費 (助成額) 一人当たり <b>200千円以内</b> (対象) 5人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定就農者もしくはその申請した農業者も研修を受けること</li> <li>・認定就農者もしくは農業者も研修を受けること</li> <li>・認定就農者もしくは農業者も研修を受けること</li> <li>・認定就農者もしくは農業者も研修を受けること</li> </ul>	事業費の30%以上の増減
③ 学校農地等課題解決支援事業	将来の農業への意欲を高める	農業高校生の課題解決のための調査・研究活動に必要な経費 (助成額) 一校当たり <b>200千円以内</b> (対象) 農業及び農学関連の学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年以上継続して実施されること</li> <li>・教育関係の補助事業と重複しないこと</li> </ul>	事業費の30%以上の増減
④ 就農支援協議会活動支援事業	熊本県認定相対的農業者育成協議会活動支援事業	就農支援協議会活動支援事業実施に必要の経費 (助成額) <b>500千円以内</b>	県域及び県段階以上の活動であること	事業費の30%以上の増減

事業細目名	事業目的	助成対象及び助成額	拠基準等	変更を申す由
④ 就農準備型 研修事業	新規就農者に対する支援と新規就農者の育成	広域型の研修機関等への参加、消費活動の促進 国際農業交流組織が 行う海外活動等に 必要経費  (助成額) 150千円以内	次のいずれか ・当該地域の活動 ・農業資機 ・海外研修 ・団体	事業費の30%以上の増減
⑥ 地域新規就農 支援等	地域定住を目的とする	地域が実施する研修等 の経費  (助成額) 150千円以内	地域就農支援協議会 等	事業費の30%以上の増減
⑦ 地方青年農業者 課題解決事業	地方の青年農業者が主体的に課題を解決する	地方青年農業者組織が実施する研修会、流通研修会、地域課題解決活動等 (プロジェクト)等に必要経費  (助成額) 150千円以内 (対象) 地域農業者クラブ 11団体	地方の青年農業者クラブ等	事業費の30%以上の増減